

泉大津市教育委員会会議 令和6年第8回定例会

会 議 事 項

(令和6年8月21日)

## 会 議 事 項

- 日程第 1 議案第 35 号 泉大津市教育委員会文書規程の全部を改正する規程について
- 日程第 2 議案第 36 号 泉大津市教育委員会表彰規程の一部改正について
- 日程第 3 議案第 37 号 泉大津市教育委員会表彰実施要綱の一部改正について
- 日程第 4 議案第 38 号 地域学校協働活動推進員の追加委嘱について
- 日程第 5 報告第 20 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 6 議案第 39 号 市議会提出予定案件【非公開】

教育委員会資料
6. 8. 21
教育政策課

議案第35号

## 泉大津市教育委員会文書物件処理規程の全部を改正 する規程について

### 1 趣旨

文書管理システムの導入に伴い泉大津市文書規程が改正されたため、泉大津市教育委員会所管の文書規程について整合性を図るとともに、文書事務の更なる明確化、効率化を図るため、泉大津市教育委員会文書物件処理規程の全部を改正するものである。

### 2 改正内容

別紙1のとおり

### 3 施行期日

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

泉大津市教育委員会規程第 号

## 泉大津市教育委員会文書物件処理規程の全部を改正する規程（案）

泉大津市教育委員会文書物件処理規程（昭和33年泉大津市教育委員会規程第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めるものを除き、泉大津市教育委員会（以下「委員会」という。）の文書の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（進達文等の取扱い）

第2条 委員会において交付し、又は進達しなければならない文書は、特に必要があるもののほか、交付文又は進達文を付さないものとする。

（議案等の提出）

第3条 委員会に付議すべき事件は、議案の調整、委員への議案送付及び告示の必要上会議開催7日前までに教育長の決裁を経た後主担課長から教育政策課へ提出しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

第4条 文書中特に重要又は委員会に報告しなければならないと認めた事件については、前条の規定に準じて各主担課においてその写しを教育政策課まで提出しなければならない。

（令達等の文書）

第5条 公文は、式例のあるものを除くほか、別に定める様式によらなければならない。

2 令達の種類は、次のとおりとする。

- (1) 規則 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定により制定するもの
- (2) 告示 管内全部又は一部に公示するもの
- (3) 訓 学校その他の教育機関に対して指揮命令するもの
- (4) 達 法人その他の団体及び個人に命令するもの
- (5) 指令 諸機関又は団体若しくは個人の申請に対して発する処分書

第6条 令達又は諮問の宛名は、次によらなければならない。

- (1) 官公署に対しては、その長（氏名を記さない。）
- (2) 法人である団体に対しては、その団体名
- (3) 法人でない団体に対しては、その長又は代表者の氏名
- (4) 個人に対しては、その氏名
- (5) 公共団体又は議会等に対して諮問する場合は、団体名又は議会等の名

第7条 令達は、その種別により令達番号簿に教育政策課において記入しなければならない。

(準用)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の文書の取扱いについては、泉大津市文書規程（昭和47年泉大津市規程第3号）の規定を準用する。この場合において、同規程第19条中「市長名又は市名」とあるのは「教育委員会名」と、同条ただし書中「副市長」とあるのは「教育長」と、「会計管理者、部長」とあるのは「部長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第 36 号

泉大津市教育委員会表彰規程の一部改正について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会表彰規程における所要の規程の整備を行うため、一部改正を行うものである。

2 改正内容

別紙 2 のとおり

3 施行期日等

改正後の規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

## ○泉大津市教育委員会表彰規程（案）

昭和 28 年 3 月 3 日

教委規程第 1 号

第 1 条 泉大津市教育委員会(以下「委員会」という。)の所管に属する学校園の教職員(府費負担職員を含む。)であって次の各号のいずれかに該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。

- (1) 業務上の成績が特に優秀な者
- (2) 業務上特に有益な調査、研究、発明、発見又は工夫、考案をした者
- (3) 業務の遂行に関し特に他の模範とするに足る行為があった者
- (4) 災害を未然に防止し又は災害に際し特に功労があった者
- (5) その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績等又は行為のあった者

(平 2 教委規程 1・平 25 教委規程 1・一部改正)

第 2 条 委員会の所管に属する学校園の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)で次の各号のいずれかに該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。

- (1) 学校医等として 20 年勤務した者
- (2) その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績等又は行為のあった者

第 3 条 委員会の所管に属する学校園の児童生徒等で次の各号のいずれかに該当する者があるときは、学校園長の推薦によって委員会がこれを表彰する。

- (1) 有益な調査、研究、発明、発見又は工夫、考案した者
- (2) 特に他の模範とするに足る行為があった者
- (3) 文化活動又はスポーツに関する大会において優秀な成績を収めた者(本市の区域外に所在する学校の児童生徒等にあつては、本市の区域内に住所を有する者に限る。)
- (4) その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績等又は行為のあった者

(平 2 教委規程 1・一部改正)

第 4 条 第 1 条から第 3 条で規定するものを除くほか、泉大津市に在住又は勤務する者及び泉大津市に所在する団体であつて、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、委員会がこれを表彰する。

- (1) 教育の発達について特に功績があつた者
- (2) 社会教育及び社会体育等の活動において特に優秀な成績を収めた者
- (3) その他委員会が表彰するのが適當であると認める成績等又は行為のあつた者

(平 2 教委規程 1・一部改正)

第 5 条 表彰は、表彰状又は表彰状及び副賞を授与してこれを行う。

(平 2 教委規程 1・平 10 教委規程 1・一部改正)

第 6 条 表彰該当者のあるときは、必要に応じて随時これを行う。

第 7 条 表彰されるべき者がその表彰前に死亡したときは、危篤に陥つたときにさかのぼつてこれを表彰する。

(平 2 教委規程 1・一部改正)

第 8 条 委員会は、この規程により表彰を受けたことのあるものに対して再度の表彰を行わない。ただし、教育長が別に定めるときは、この限りでない。

(平 28 教委規程 2・一部改正)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、教育長が別に定める。

(平 28 教委規程 2・一部改正)

附 則

この規程は、昭和 28 年 3 月 3 日から施行する。

附 則(平成 2 年 1 月 26 日教委規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 10 月 29 日教委規程第 1 号)

この規程は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日教委規程第 1 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する  
附 則(平成 28 年 4 月 28 日教委規程第 2 号)

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 9 月 1 日教委規程第○号)

この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

## 泉大津市教育委員会表彰規程新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) その他委員会が表彰するのが適当であると認める<u>成績等</u>又は行為のあった者</p> <p>第2条 委員会の所管に属する<u>学校園</u>の<u>学校医、学校歯科医又は学校薬剤師</u>（以下「<u>学校医等</u>」という。）で次の各号のいずれかに該当する者が<u>あるときは委員会がこれを表彰する。</u></p> <p>(1) <u>学校医等として20年以上勤務した者</u></p> <p>(2) <u>その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績等又は行為のあった者</u></p> <p>第3条 委員会の所管に属する<u>学校園</u>の<u>児童生徒等</u>で次の各号のいずれかに該当する者が<u>あるときは、</u>学校長の推薦によって委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>文化活動又はスポーツに関する大</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) その他委員会が表彰するのが適当であると認める<u>業績</u>又は行為のあった者</p> <p>第2条 委員会の所管に属する<u>学校の生徒、児童</u>で次の各号のいずれかに該当する者が<u>あるときは、</u>学校長の推薦によって委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

改正案	現行
<p><u>会において優秀な成績を収めた者</u>  <u>(本市の区域外に所在する学校の児童生徒等にあつては、本市の区域内に住所を有する者に限る。)</u></p> <p>(4) その他委員会が表彰するのが適当であると認める<u>成績等</u>又は行為のあつた者</p> <p><u>第4条</u> 第1条から第3条で規定するものを除くほか、泉大津市に在住又は勤務する者及び泉大津市に所在する団体であつて、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) その他委員会が表彰するのが適当であると認める<u>成績等</u>又は行為のあつた者</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p>	<p>(3) その他委員会が表彰するのが適当であると認める<u>業績</u>又は行為のあつた者</p> <p><u>第3条</u> 第1条及び第2条で規定するものを除くほか、泉大津市に在住又は勤務する者及び泉大津市に所在する団体であつて、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) その他委員会が表彰するのが適当であると認める<u>業績</u>又は行為のあつた者</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p>

議案第 37 号

泉大津市教育委員会表彰実施要綱の一部改正について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会表彰実施要綱における所要の要綱の整備を行うため、一部改正を行うものである。

2 改正内容

別紙 3 のとおり

3 施行期日等

改正後の要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

## 泉大津市教育委員会表彰実施要綱（案）

## （目的）

第1条 この要綱は、泉大津市教育委員会表彰規程（昭和28年泉大津市教育委員会規程第1号。以下「規程」という。）第8条及び第9条の規定に基づき、泉大津市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う表彰の実施について必要な事項を定める。

## （用語）

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大会 国、地方公共団体又は公益社団法人、公益財団法人その他の公益を目的とする団体が、主催し、共催し、又は後援する文化活動又はスポーツに係る競技会、選考会、コンクールその他の大会（開催の趣旨、出場者又は参加者の構成を考慮して、教育長がこれに準ずるものと認めるものを含む。）をいう。
- (2) 予選 その大会における成績により、地域的規模がより大きい大会に出場し、又は参加する資格を得ることができる大会をいう。
- (3) 国内大会 国内において、一以上の都道府県（これに準ずると教育長が認めるものを含む。以下同じ。）の区域を単位として開催される大会で、全国大会以外のものをいう。
- (4) 全国大会 全国を対象として開催される大会をいう。
- (5) 国際大会 二以上の国を対象として開催される大会をいう。
- (6) 入賞 表彰の対象となる成績を収めた大会で定められた入賞基準を満たす成績を収めることをいう。

## （児童・生徒の部の表彰基準）

第3条 規程第3条第2号に掲げる者の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 環境の美化、障がい者又は高齢者の福祉の増進、伝統文化の継承等に係る活動を概ね2年以上にわたって継続していること。
- (2) 人命救助、災害の未然防止その他これらに類する行為を行ったこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の者に模範となる善行をしたこと。

第4条 規程第3条第3号に掲げる者の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 委員会の所管に属する学校園の児童生徒等で別表第1に掲げる成績を収めた者。
- (2) その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績を収めた者。

第5条 規程第4条第2号に掲げる者の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 委員会の所管に属する学校園の児童生徒等、泉大津市に在住又は勤務する者及び泉大津市に所在する団体で別表第2に掲げる成績を収めた者。
- (2) その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績を収めた者。

## （再度の表彰）

第6条 規程第8条ただし書きに規定する教育長が別に定めるときは、次の各号に

定めるところによる。

- (1) 規程第1条から規程第4条までの各号の規定（以下「表彰対象のもの」という。）により表彰を受けたものが、当該各号以外の表彰対象のものにより表彰の対象となるとき。
- (2) 異なる大会（次号に規定するものを除く。）又は競技種目で表彰の対象となるとき。
- (3) 地域的規模がより大きい大会があるもので別表第2に掲げるものとなるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めたとき。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

大会の種類	成績
国際大会・全国大会	入賞以上
	出場・参加 (資格を得たことを含む。)
近畿大会等の国内大会	入賞以上
上位大会の予選を兼ねる大阪府大会等	最も優秀な成績

別表第2 (第5条関係)

今回の成績		前回表彰された成績					
		上位大会の予選を兼ねる大阪府大会等	近畿大会等の国内大会		国際大会・全国大会		
大会の種類別	成績	優勝	入賞	優勝	出場・参加 (資格を得たことを含む。)	入賞	優勝
国際大会・全国大会	優勝	表彰する	表彰する	表彰する	表彰する	表彰する	表彰しない
	入賞	表彰する	表彰する	表彰する	表彰する	表彰しない	表彰しない
	出場・参加 (資格を得たことを含む。)	表彰する	表彰する	表彰する	表彰しない	表彰しない	表彰しない
近畿大会等の国内大会	優勝	表彰する	表彰する	表彰しない	表彰しない	表彰しない	表彰しない
	入賞	表彰する	表彰しない	表彰しない	表彰しない	表彰しない	表彰しない

## 泉大津市教育委員会表彰実施要綱新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 この要綱は、泉大津市教育委員会表彰規程（昭和28年泉大津市教育委員会規程第1号。以下「規程」という。）第8条及び第9条の規定に基づき、泉大津市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う表彰の実施について必要な事項を定める。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) （略）</p> <p>（削除）</p> <p><u>第3条</u> 規程第3条第2号に掲げる者の基準は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p>	<p>第1条 この要綱は、泉大津市教育委員会表彰規程（昭和28年泉大津市教育委員会規程第1号。以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、泉大津市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う表彰の実施について必要な事項を定める。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) （略）</p> <p><u>第3条</u> 規程第1条第5号に掲げる者は、<u>泉大津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校歯科医として20年勤続した者とする。</u></p> <p><u>第4条</u> 規程第2条第2号及び規程第3条第2号に掲げる者（これによって構成される団体を含む。）の基準は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>(4) (削除)</p> <p><u>第4条 規程第3条第3号に掲げる者の基準は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)<u>委員会の所管に属する学校園の児童生徒等で別表第1に掲げる成績を収めた者。</u></p> <p>(2)<u>その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績を収めた者。</u></p> <p><u>第5条 規程第4条第2号に掲げる者の基準は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)<u>委員会の所管に属する学校園の児童生徒等、泉大津市に在住又は勤務する者及び泉大津市に所在する団体で別表第2に掲げる成績を収めた者。</u></p> <p>(2)<u>その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績を収めた者。</u></p> <p><u>第6条 規程第8条ただし書きに規定する教育長が別に定めるときは、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)規程第1条から規程第4条までの各号の規定（以下「表彰対象のもの」という。）により表彰を受けたものが、当該各号以外の表彰対象のもの</p>	<p><u>(4)委員会の所管に属する学校の児童生徒、泉大津市に在住又は勤務する者及び泉大津市に所在する団体で平成28年3月以降に初めて別表第1に掲げる成績を収めたもの。</u></p> <p><u>第5条 規程第7条ただし書きに規定する教育長が別に定めるときは、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)規程第1条から規程第3条までの各号の規定（以下「表彰対象のもの」という。）により表彰を受けたものが、当該各号以外の表彰対象のもの</p>

改 正 案	現 行
<p>により表彰の対象となるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p>	<p>により表彰の対象となるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p>

議案第38号

## 地域学校協働活動推進員の追加委嘱について

### 1 趣 旨

第3回教育委員会会議定例会の議案第21号において承認された令和6年度の地域学校協働活動推進員の任命について、委員が追加で決定したので報告するものである。

### 2 根拠法令

社会教育法

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱

第4条 推進員は、各学校の学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

### 3 任期

委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日

(泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱 第5条)

### 4 委嘱期間

令和6年8月21日から令和7年3月31日

### 5 候補者

別紙4のとおり

## 令和 6 年度 地域学校協働活動推進員 候補者名簿

	学校名	推進員名
1	東陽中学校	前田 政利
2	小津中学校	米矢 吉宏

報告第20号

## 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

### 1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

### 2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第6条第2項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

### 3 報告対象期間

令和6年6月1日（土）～ 令和6年7月31日（水）

### 4 内 容

別紙5のとおり

## 【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体
1	R6.6.3	R6.12.7	第14回定期演奏会	泉大津市混声合唱団
2	R6.6.4	R6.6.14 ～ R6.8.11	こども防災&国際交流キャンプ事業	こども防災協会
3	R6.6.17	R6.7.15 ～ R6.12.14	2024年度いながわPAL村計画	NPO法人ピープルアクティブ ライフ
4	R6.6.17	R6.10.27	中学・高校進学ガイダンス	泉州私塾連合会
5	R6.6.11	R6.7.6～ R6.9.8	令和6年度夏季特別展「土器研究の可能性ー新たな 分析と弥生社会ー」	大阪府立弥生文化博物館
6	R6.6.11	R6.7.6	「発達障がい格差を埋める！5年後・10年後の親子 の笑顔のために身近な状況を安全安心にしたい。」	一般社団法人泉大津・発達支援 勉強会Lien
7	R6.6.11	R6.10.26 ～ R6.10.27	MOA美術館泉大津市児童作品展	MOA美術館泉大津市児童作品 展
8	R6.6.19	R6.7.28	認知症サポーター養成講座&だんじりフェスタ 2024 in 泉大津	だんじり認知症サポーターの輪 同志会（医療法人泉清会 川端 委員内）
9	R6.6.21	R6.7.28	フォトロゲイニングinいずみおおつ	株式会社 ティップネス
10	R6.7.3	R6.8.31	教育シンポジウム「学びの変革-偏差値教育を超え て、今、学校・社会で問われる「楽しむ力」」	学校法人大阪観光大学
11	R6.7.5	R6.9.28	あびこ踊り伝統伝承	あびこ踊り保存会
12	R6.7.1	R6.8.25	つながる市民納涼祭り	シーパsparkクラブ
13	R6.7.5	R6.9.14 ～ R6.11.24	謎解き冒険ラリー「不思議ハンター」	特定非営利活動法人たしざん
14	R6.7.5	R7.3.25 ～ R7.3.30	令和6年度第36回全国高等学校ボクシング選抜大会 兼JOCジュニアオリンピックカップボクシング競技 大会	大阪高体連ボクシング専門部

新

新

新

新

新

新

番号	専決日	実施日	件名	申請団体	
15	R6.7.5	R7.3.25 ～ R7.3.29	第4回全日本UJフレッシュボクシング大会	大阪高体連ボクシング専門部	新
16	R6.7.9	R6.11.23	和泉市市民文化祭 劇団かんふぁ「シンデレラの姉」	劇団かんふぁ	新
17	R6.7.9	R6.7.27	第34回泉大津市民納涼民踊大会	泉大津市民納涼民踊大会実行委員会	
18	R6.7.16	R6.7.21	第3回 雨でもマーケット	泉大津中央商店街やったる会	新
19	R6.7.9	R6.8.18	フードリボンキックオフイベント	西地区活性化委員会	新
20	R6.7.18	R6.10.14	泉大津フェスタ	一般社団法人ライフパートナー	
21	R6.7.18	R6.8.4	地域活性化のための映画上映イベント開催事業	泉大津野外映画祭実行委員会	新
22	R6.7.18	R6.8.24	地域活性化のためのイベント開催事業	泉大津野外映画祭実行委員会	新
23	R6.7.19	R6.9.16	輝く未来へ 吹奏楽の力	泉大津ライオンズクラブ	
24	R6.7.25	R6.10.5 ～ R7.3.22	2024年度あすと市民大学（後期）	あすとホール	